

「一般競争入札公告」

鴻巣病院商用ガスの調達

社会福祉法人^{恩賜}済生会支部
埼玉県済生会鴻巣病院
院長 關 紳 一

1 入札対象

(1) 契約内容

鴻巣病院商用ガスの調達

(2) 需要場所

〒365-0073 埼玉県鴻巣市八幡田849 埼玉県済生会鴻巣病院

(3) 調達及び数量

埼玉県済生会鴻巣病院における医療サービスの提供を可能とするガス(別紙仕様書を参照)

(4) 契約期間

令和5年11月2日から令和8年11月の定例検針日

但し、受注業者が現行業者との切り替え等の作業工程において、上記の契約期間の履行が困難である場合は、開札後の業者決定時において発注者に申し出ること。この場合、発注者は受注者と協議のうえ契約期間を速やかに調整のうえ決定する。

(5) 入札方法

第一交渉権者の決定は最低価格落札方式をもって行う。入札金額は、1年間の総価(税込)とする。総価は、各社が設定する基本料金と従量料金(仕様書に記載の予定ガス使用量に単価を乗じて算出した金額)の合計の1ヵ年分とする。

なお、入札書別紙に毎月のガス料金の計算方法、基本料金の計算方法と単価、従量料金の計算方法と単価を明示すること。単価は小数点第2位(端数切捨て)まで明示すること。また、予定ガス使用量と実際のガス使用量に乖離が生じた場合の精算金等について契約に定めがある場合にはその取り扱いについて明記すること。

(6) 契約の締結

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約を締結する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から7日以内に契約締結に至らなかった場合は、契約担当者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行う事が出来る。

2 競争入札参加に必要な資格

(1) 基本的な資格要件

ア 地方自治体施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと

ア ガス事業法第5条の1の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

- イ 法人等を設立して2年以上経過していること
- ウ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状態に過去2年間、問題がないこと
- エ 300床以上の医療施設(病院)での業務実績があること
- オ 過去、関係監督機関からの業務指導を受けている場合は業務指導内容と改善の状況について報告書を添付すること
- カ 令和5年10月1日時点で適格請求書発行事業者であること。

3 入札要綱の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 埼玉県済生会鴻巣病院ホームページ <http://www.kounosu-hp.jp>
- (2) 期間 令和5年6月13日(火)～令和5年6月23日(金)

4 仕様書等に関する質疑

業務仕様書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を電子メールにより提出すること。

- (1) 質疑受付期間
令和5年6月13日(火)～令和5年6月20日(火)13時00分まで
- (2) 受付場所
埼玉県済生会鴻巣病院 事務部総務課 当宛 Mail: soumu01@kounosu-hp.jp
- (3) 質疑に対する回答
質疑に対する回答はMailにて行う。

5 申込書類の提出期限

令和5年6月23日(金) 10:00までに事務部総務課宛、持参すること。※郵送の場合6月22日(木)必着
【申込書類】提出書類一覧表を参照

6 入札の日時及び場所

令和5年6月26日(月) 10:15 埼玉県済生会鴻巣病院 本館6階会議室
入札参加者は、入札開始15分前までに本館1階受付までお越し下さい。

7 入札保証金

免除

8 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加希望者は、提出書類一覧表を確認のうえ、申込書類を提出期限までに提出しなければならない。なお、入札書及び委任状は入札時に提出を求めるので入札当日持参すること。
- (2) 本公告に示した入札資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効である。
- (3) 開札には入札者(又は代理人)が立ち会わなければならない。
- (4) その他詳細は入札要綱による。

9 その他

- (1) 競争参加者が本件調達に要した費用については、すべて競争参加者が負担するものとする。
- (2) 談合等に関する情報があった場合の通報窓口は以下のとおり。
〒365-0073埼玉県鴻巣市八幡田849
埼玉県済生会鴻巣病院 事務部総務課 当(あたり)幸弘
TEL: 048-596-2221 FAX: 048-596-6786 Mail: soumu01@kounosu-hp.jp